

(10)

組合費等の徴収及び滞納督促に関する細則

第一章 組合費等の徴収

(目的)

第1条 この細則は箕面栗生第二住宅管理組合同規約（以下「規約」という。）第55条の規程に基づき、組合費、修繕積立金（以下「組合費等」という。）及び使用料等の納入方法並びにそれを滞納した場合の督促方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(諸費用の決定)

第2条 組合費等及び使用料の額は、管理組合の総会において決定するものとする。

(組合費等の納入)

第3条 組合員は、総会において決議された組合費等を預金口座から自動振替の方法又はその他の方法により、当月分を当月25日までに納入するものとする。

(専用使用料の納入)

第4条 前条の規程は、使用者が駐車場使用料を納入する場合に準用する。

第二章 滞納督促

(滞納督促に関する理事長の職務)

第5条 理事長は、滞納督促の職務に関し総会の承認を得て、原告又は被告になることができる。

(督促方法)

第6条 理事長は、組合費等を納入期限までに支払わない組合員（以下「滞納者」という。）に対して督促しなければならない。

- 2 納入の督促は、滞納状況に応じ、原則として次の各号に掲げる方法で行うものとする。
 - 一 滞納月数2ヶ月
電話又は自宅訪問あるいは未納通知票で督促を行うものとする。
(駐車場契約者には、期日を指定し、それまでに支払いがない場合契約を解除することを通告する。)
 - 二 滞納月数5ヶ月
滞納の理由書等を理事長に提出させることとする。これに応じない滞納者（自己破産あるいは抵当権等の行使が予想されるものを除く）に対しては、配達証明付内容証明郵便で法的手段の予告を含む督促を行うものとする。
 - 三 滞納月数10ヶ月
弁護士への相談、支払い督促、訴訟等法的措置を開始できるものとする。
- 3 支払い督促、訴訟等による督促を行う場合には、弁護士に依頼することができるものとする。
- 4 訴訟等を提起したときは、遅滞なく、滞納者にその旨を通知しなければならない。

(遅延損害金の請求)

第7条 理事長は、組合費等を第3条に規程する期日までに納入しない組合員に対して、その期日の翌日から起算して納入日までの日数に応じ、年利14.6%の割合で計算した遅延損害金を当該滞納者に対し請求することができるものとする。

2 遅延損害金は次の計算式により算出し、算出した金額に10円未満の端数が生じたときはこれを切捨てる。

滞納している月の金額×14.6%×30/365×滞納月数

(督促費用の請求)

第8条 理事長は、滞納の督促に要した郵便切手代、印紙代等の諸費用を当該滞納者に対し請求できるものとする。

(裁判費用の請求)

第9条 理事長は、組合費等の支払いを求めて訴訟を提起したときは、弁護士費用、裁判費用等を当該滞納者に対し請求できるものとする。

(請求金の納付)

第10条 当該滞納者は、遅延損害金、督促費用、弁護士費用、訴訟費用等の請求を受けた場合、指定期日までに管理組合へ納付しなければならない。

(組合費等の延納)

第11条 組合員がやむをえない事情により、組合費等の延納をする場合、その理由等を記した書面を理事長に提出しなければならない。

(遅延損害金の免除)

第12条 理事長は、やむを得ない事情があると認められる場合、遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

(附則)

1. 駐車場料金の滞納に関する督促にも本細則を準用する。
2. この細則は、平成15年5月18日から施行する。
3. 本細則の施行日において、すでに第3条に該当する組合費等の滞納者に対しては、直ちにこの細則を適用するものとする。
4. 督促及び法的措置に要する諸費用は、組合予算の「予備費」より充当するものとする。